

都城北諸県地域医療構想調整会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する都城北諸県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（調整会議の開催）

第2条 調整会議は、都城保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体等の推薦を受けた者（代理人を含む。）とする。ただし、医療法の規定に基づく場合など、必要に応じて団体等の推薦を受けた者以外の参加を求めることができる。
- 4 団体等の推薦を受けた者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、団体等の推薦を受けた者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聴き、又は賛否を問うことができる。

（協議事項等）

第3条 団体等の推薦を受けた者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること。
 - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
 - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること。
 - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること。
 - (5) 外来医療計画に関すること。
 - (6) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること。
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
 - 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、関係者の記名押印の上、所長が保管する。
 - 4 前項の場合において、所長は立会人として記名押印するものとする。

（議長）

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、団体等の推薦を受けた者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

（議長の職務代理人）

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を団体等の推薦を受けた者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき。
- (2) 利益相反となるとき。
- (3) その他の事情により議長が欠けたとき。

(合同開催)

第6条 調整会議は、他の構想区域（県外のものを含む。）で設置された地域医療構想調整会議（以下「他区域調整会議」という。）と合同で開催することができる。

2 前項の規定により合同で開催する場合は、この要綱の定めにかかわらず、所長は、他区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

- 2 議事録には、団体等の推薦を受けた者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
- 3 本条の規定は、第2条第6項の書面協議については適用しない。

(部会の設置)

第8条 調整会議に、医療機関の協議等の場として、有床医療機関部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の運営に係る詳細は、所長が別途定める。

(事務局)

第9条 調整会議の事務局は、都城保健所に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

都城北諸県地域医療構想調整会議構成団体等

一般社団法人都城市北諸県郡医師会
一般社団法人都城歯科医師会
一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会
公益社団法人宮崎県看護協会
宮崎県保険者協議会
独立行政法人国立病院機構都城医療センター
都城市
三股町

（順不同）